



埼玉県報

第 2 2 7 6 号
平成 2 3 年 4 月 5 日
火 曜 日

目 次

規則

- [ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則\(みどり再生課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第524号\(埼玉県立嵐山郷条例別表第2の知事が別に定める額\)の一部を改正する告示\(社会福祉課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第526号の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第527号の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [県営土地改良事業泉田地区\(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業寺尾地区\(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県道の路線の変更\(道路環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [桶川都市計画事業上日出谷南特定土地地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [一般国道254号の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道日高川島線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十八号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「たい積」を「堆積」に改める。

第十三条第三号中「第十三条第三項及び第二十六条第一項」を「第二十条第三項及び第三十二条第一項」に改める。

第十四条第一号イ中「こう配」を「勾配」に改め、同号ロ中「防護柵、土留よう壁」を「防護柵、土留擁壁」に改める。

第十五条中「第十二条第三項」の下に、「（条例第二十九条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十五条中「第二十六条」を「第二十六条第一項（条例第二十六条の二において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十七条第一項第一号において同じ。）」に改め、同条第二号中「（）」については、その十分の五」を「第二十七条第一項第二号及び第三号口において同じ。」は、その延長の十分の五に相当する長さ又は接道部から出入口を控除した長さ」に、「が緑化を行う敷地の区域の境界線に含まれる」を「について緑化を行う」に改め、同条第三号中「ものとし、」の下に「樹木の植栽により緑化を行う」を加える。

第二十六条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」の下に「若しくは第六条の二第一項」を加え、「申請書の提出前」を「申請前又は同法第十八条第二項の規定による通知前」に改める。

第二十九条を第三十条とし、第二十八条の表に次のように加え、同条を第二十九条とする。

川口市、所沢市、春日部市、草加市、第二十六条の二並びに第二十六条、第二十条、越谷市、朝霞市、和光市、新座市、七条、第二十八条第一項、第二十九条、第八潮市、三郷市、吉川市及びびじみ野市	第三十条及び第三十一条（第二十六条の二に係るものに限る。）
---	-------------------------------

第二十七条中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(緑化計画変更届出書)

第二十七条 条例第二十六条第二項(条例第二十六条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二十六条第一項の規定による届出をした者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)

二 敷地面積又は接道部の長さ

三 次に掲げる事項のうち、条例第二十七条第一項の規定による緑化計画の認定に影響を及ぼす事項

イ 緑化面積

ロ 接道部における緑化の長さ

ハ 樹木の植栽により緑化を行う敷地における成木の高さが通常二・五メートル以上の樹木の本数

2 条例第二十六条第二項の規定による変更の届出は、様式第八号の届出書を提出して行わなければならない。

別表第一行為の種類欄中「たい積」を「堆積」に改める。

別表第二用途地域が定められている区域の項中「籬」「樹」を「籬」「樹」に改め、同表の備考第三号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の備考第五号とし、同表の備考第二号中「一体利用される」を「一体的に利用される」に改め、同表の備考第三号とし、同表の次に次の一号を加える。

四 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域が存する場合は、敷地の面積から当該区域の面積を控除することができる。

別表第二備考第一号の次に次の一号を加える。

二 都市計画法第十二条の五第一項第二号の規定により地区計画が定められている区域は、用途地域が定められている区域とみなす。

別表第三樹木の植栽の項中「区域の面積」の下に、「当該区域を超えて樹冠で覆われた部分が存する場合には、当該部分の水平投影面積を加えることができる。」を加え、同表芝その他の地被植物の植栽の項中「芝」の下に、「コケ」を、「地被植物」の下に、「又は多肉植物」を加え、「被われ」を「覆われ」に改め、「部分」の下に、「その水平投影面が樹木の植栽による水平投影面と一致する部分を除く。」を加え、同表コケ類又は多肉植物類の植栽(建築物上の緑化に限る。)の項及びツル植物の植栽(建築物の外壁上の緑化に限る。)の項を次のように改める。

<p>草花その他これに類する植物の植栽</p>	<p>花壇その他これに類するものうち、草花その他これに類する植物が生育するための土壌で表面が覆われている部分（その水平投影面が樹木の植栽又は芝、コケその他の地被植物若しくは多肉植物の植栽による水平投影面と一致する部分を除く。）の面積に〇・九を乗じて得た面積（樹木の植栽により算出した緑化面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）</p>
<p>ツル植物の植栽（壁面の緑化に限る。）</p>	<p>イ 建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合は、当該補助資材で覆われている面積に〇・九を乗じて得た面積 ロ イに掲げる場合以外の場合は、壁面の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積に〇・九を乗じて得た面積</p>

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「たい積」を「堆積」に、「かわらぶき」を「瓦ぶき」に、「しつくい塗」を「漆くい塗」に変更する。

様式第二号（裏面）中「第2項」の次に「並びに第29条第3項」を加え、同様は（裏面）中「第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの」と解釈してはならない。

「4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条

とせ 3 知事は、緑化完了報告に関する緑化の状況の確認のため必要があるときは、その職員に、当該緑化完了報告に係る敷地又は建築物に立ち入らせることができる。

4 第12条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。

改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「あて先」を「宛先」に変更する。

様式第七号及び様式第八号を次のように改める。

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 () 2 その他の区域	1 あり (%) 2 なし

敷地面積(全体)
S m ²

接道部の長さ
L m

樹木の植栽面積
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の)
T' m ²

法令による緑化除外面積
S' m ²

接道部における出入口の長さ
L' m

(緑化面積の基準算定式)

1 用途域内

$$a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$$

2 その他の区域

$$a = (S - S') \times 0.25$$

(接道部緑化の基準算定式)

$$l = (L \times 0.5) \text{ 又は } (L - L')$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20 \text{ m}^2$$

基 準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	l m	t 本

A a、L 1 ≥ l、T tとなるようにすること。

計 画	緑化面積(A 1 + A 2)	接道部の緑化の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注

- 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化も含む。)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合)及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合)を添付すること。
- 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')が存する場合には、平面図に明示するとともに根拠法令を示すこと。
- 接道部の長さ(延長)、出入口の長さ及び接道部の緑化の長さについては、平面図に明示すること。
- 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

緑化計画内容一覧表

敷地	樹木 植栽時の樹高で分類	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名		
		4.0 m以上	B	既存 新規	本 本		
4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 新規	本 本				
2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 新規	本 本				
1.0 m未満	E	既存 新規	本 本				
樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数 うち成木時の高さ 2.5 m以上の樹木本数 (別紙 2 の緑化面積等計算表 (T))			本 本			
緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²			
敷地	その他	植栽面積(ア)	(イ)	緑化面積(ア×イ)	植物名		
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
		既存 m ²	0.9	m ²			
新規 m ²	m ²						
緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²			
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 1 (+)				m ²		
建築物上	樹木 植栽時の樹高で分類	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名		
		4.0 m以上	B	既存 新規	本 本		
		4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 新規	本 本		
		2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 新規	本 本		
		1.0 m未満	E	既存 新規	本 本		
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数			本	
		緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²	
	建築物上	その他	植栽面積(ア)	(イ)	緑化面積(ア×イ)	植物名	
			既存 m ²	0.9	m ²		
			新規 m ²		m ²		
			既存 m ²	0.9	m ²		
			新規 m ²		m ²		
			緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²
			合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 2 (+)			
緑化面積の合計 (A 1 + A 2)					A m ²		

面積については、小数点以下第 2 位 (第 3 位切捨て) までを記入すること。

緑化面積等計算表

1 緑化面積
敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				1.8B + 1.0C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計								

1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満

2 緑化面積は、「植栽区画面積 1.8B + 1.0C + 4D + E」の式を満たすものであること(において同じ。)

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積(m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
	計				

敷地計(m²) A 1 +

建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				1.8B + 1.0C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計								

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積(m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
	計				

建築物上計(m²) A 2 +

注

1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)まで記入すること。

2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。

3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が の緑化面積の4分の1以内となつていることを確認すること。

2 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (m^2)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さ2.5 m以上となる樹木の植物名	備考
計		T		

- 1 緑化面積は、前頁の「1 緑化面積」中の「敷地【樹木】」と一致させること。
- 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

3 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における緑化の長さ(m)	備考
計		L 1	

緑化計画変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで届け出た緑化計画について次のとおり変更したいので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 2 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 変更箇所 (該当する箇所に を記入すること。)

届出者の変更

敷地面積又は接道部の長さの変更

緑化方法 ()

() 内に緑化面積、接道部の緑化、高木植栽のうち、変更に係るものを記入すること。

2 変更内容

(1) 届出者の変更

変更前	変更後
住 所 :	住 所 :
氏 名 :	氏 名 :
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2) 敷地面積、接道部の長さ

敷地面積 (全体)		
S	(変更前)	(変更後)
	m ²	m ²

接道部の長さ		
L	(変更前)	(変更後)
	m	m

樹木の植栽面積		
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙 2 の緑化面積等計算表の)		
T	(変更前)	(変更後)
	m ²	m ²

法令による緑化除外面積		
S'	(変更前)	(変更後)
	m ²	m ²

接道部における出入口の長さ		
L'	(変更前)	(変更後)
	m	m

(緑化面積の基準算定式)

1 用途地域内

$$a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$$

2 その他の区域

$$a = (S - S') \times 0.25$$

(接道部緑化の基準算定式)

$$l = (L \times 0.5) \text{ 又は } (L - L')$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 2.0$$

(3) 緑化方法の変更

基準	緑化を要する面積		緑化を要する接道部の長さ		高木となる樹木の植栽本数				
	a	(変更前) m ²	(変更後) m ²	l	(変更前) m	(変更後) m	t	(変更前) 本	(変更後) 本
計画	A	(変更前) m ²	(変更後) m ²	L 1	(変更前) m	(変更後) m	T	(変更前) 本	(変更後) 本

注 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則第 2 7 条第 1 項第 2 号又は第 3 号 (「 2 変更内容 」 の (2)) に該当する計画変更の場合には、変更後の計画を全て記入すること。

また、当初届出をした図面の内容に変更が生ずる場合は、変更後の図面を添付すること。

緑化計画内容一覧表

敷地	樹木 植栽時の樹高で分類	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名		
		4.0 m以上	B	既存 新規	本 本		
4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 新規	本 本				
2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 新規	本 本				
1.0 m未満	E	既存 新規	本 本				
樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数 うち成木時の高さ 2.5 m以上の樹木本数 (別紙 2 の緑化面積等計算表(T))			本 本			
緑化面積()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²			
敷地	その他	植栽面積(ア)	(イ)	緑化面積(ア×イ)	植物名		
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
緑化面積()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²			
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 1 (+)				m ²		
建築物上	樹木 植栽時の樹高で分類	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名		
		4.0 m以上	B	既存 新規	本 本		
		4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 新規	本 本		
		2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 新規	本 本		
		1.0 m未満	E	既存 新規	本 本		
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数			本	
		緑化面積()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²	
	建築物上	その他	植栽面積(ア)	(イ)	緑化面積(ア×イ)	植物名	
			既存 m ²	0.9	m ²		
			新規 m ²		m ²		
			既存 m ²	0.9	m ²		
			新規 m ²		m ²		
			緑化面積()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²
			合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 2 (+)			
緑化面積の合計 (A 1 + A 2)					A m ²		

面積については、小数点以下第 2 位 (第 3 位切捨て) までを記入すること。

緑化面積等計算表

1 緑化面積
敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				1.8B + 1.0C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計								

1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満

2 緑化面積は、「植栽区画面積 1.8B + 1.0C + 4D + E」の式を満たすものであること(において同じ。)

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積(m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
	計				

敷地計(m²) A 1 +

建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				1.8B + 1.0C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計								

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積(m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
	計				

建築物上計(m²) A 2 +

注

1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)まで記入すること。

2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。

3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が の緑化面積の4分の1以内となつていることを確認すること。

2 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (m^2)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さ2.5 m以上となる樹木の植物名	備考
計		T		

- 1 緑化面積は、前頁の「1 緑化面積」中の「敷地【樹木】」と一致させること。
- 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

3 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における緑化の長さ(m)	備考
計		L1	

様式第八号の次に次の様式を加える。

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け(年 月 日付け変更)で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等() 2 その他の区域	1 あり(%) 2 なし

敷地面積(全体)
S m ²

接道部の長さ
L m

樹木の植栽面積
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の)
T' m ²

法令による緑化除外面積
S' m ²

接道部における出入口の長さ
L' m

(緑化面積の基準算定式)

1 用途地域内
a = (S - S') × (1 - 建蔽率) × 0.5

2 その他の区域

a = (S - S') × 0.25

(接道部緑化の基準算定式)

ℓ = (L × 0.5) 又は (L - L')

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

t = T' / 2.0 m²

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	ℓ m	t 本

A a、L 1 ≥ ℓ、T tとなるようにすること。

計画	緑化面積(A 1 + A 2)	接道部の緑化の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注 緑化計画届出書(緑化計画変更届出書)の内容と実績が異なる場合には、位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化完了平面図(建築物上の緑化も含む。)、緑化完了断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合)及び建築物立面図(建築物上の緑化を行った場合)を添付すること。

緑化完了内容一覧表

敷地	樹木 植栽時の樹高で分類	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名		
		4.0 m以上	B	既存 新規	本 本		
4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 新規	本 本				
2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 新規	本 本				
1.0 m未満	E	既存 新規	本 本				
樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数 うち成木時の高さ 2.5 m 以上の樹木本数 (別紙 2 の緑化面積等計算表 (T))			本 本			
緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²			
敷地	その他	植栽面積(ア)	(イ)	緑化面積(ア×イ)	植物名		
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
		既存 m ²	0.9	m ²			
		新規 m ²		m ²			
緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²			
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 1 (+)				m ²		
建築物上	樹木 植栽時の樹高で分類	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名		
		4.0 m以上	B	既存 新規	本 本		
		4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 新規	本 本		
		2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 新規	本 本		
		1.0 m未満	E	既存 新規	本 本		
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数			本	
		緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²	
	建築物上	その他	植栽面積(ア)	(イ)	緑化面積(ア×イ)	植物名	
			既存 m ²	0.9	m ²		
			新規 m ²		m ²		
			既存 m ²	0.9	m ²		
			新規 m ²		m ²		
			緑化面積 ()	(別紙 2 の緑化面積等計算表の と一致)			m ²
			合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 2 (+)			
緑化面積の合計 (A 1 + A 2)					A m ²		

面積については、小数点以下第 2 位 (第 3 位切捨て) までを記入すること。

緑化面積等計算表

1 緑化面積

敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				1.8B + 1.0C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計								

1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満

2 緑化面積は、「植栽区画面積 1.8B + 1.0C + 4D + E」の式を満たすものであること(において同じ。)

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積(m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
	計				

敷地計(m²) A 1 +

建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				1.8B + 1.0C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計								

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積(m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
	計				

建築物上計(m²) A 2 +

注

1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)まで記入すること。

2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。

3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が の緑化面積の4分の1以内となっていることを確認すること。

2 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (m ²)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さ2.5 m以上となる樹木の植物名	備考
計		T		

- 1 緑化面積は、前頁の「1 緑化面積」中の「敷地【樹木】」と一致させること。
- 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

3 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における緑化の長さ(m)	備考
計		L 1	

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十五条、別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活支援クラブ きずな会
- 三 代表者の氏名
石山 松代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市東藤沢七丁目四十五番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、基本的人権を尊重し、新時代に向けて高齢者をはじめ地域の人々の要望に応えるべく、心の救済を基本理念とする活動と併せ、誰もが豊に暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第四百三十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
埼玉県八潮市大字二丁目字下千八十八番一の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

告 示

埼玉県告示第四百四十号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 認定市民管理協定の名称

第八号 藤金市民の森市民管理協定

二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字仲橋百九十三番一、百九十三番七、百九十五番八、百九十五番二十五、百九十五番二十六、百九十五番二十七、百九十五番二十八、百九十五番二十九、百九十五番三十、百九十五番三十一及び二百十九番

三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法

イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、保育、病虫害の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為

ロ 協定区域内における緑地保全のための研修

ハ 協定区域内における自然観察や環境教育

四 認定市民管理協定の有効期間

平成二十三年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで

五 認定市民管理協定の認定年月日

平成二十三年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
第五号五味ヶ谷市民の森市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字立堀二百二番一、二百十一番一の一部、二百十一番二の一部、二百十一番四及び二百十四番一
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、保育、病虫害の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十三年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
第一号太田ヶ谷市民の森市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字地慶二百四十八番二、二百四十八番三、二百四十八番四及び二百四十八番五並びに字前八百四十番五、八百四十番六、八百四十番七、八百四十番八、八百四十一番一及び八百四十二番九
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、保育、病虫害の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十三年三月二十九日

告示

埼玉県告示第四百四十二号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十四号（埼玉県立嵐山郷条例別表第二の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上田清司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項を次のように改める。

ツベルクリン反応検査及び予防接種	平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号の表のツベルクリン反応検査及び予防接種の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の下欄に掲げる金額

告示

埼玉県告示第四百四十四号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、四一〇円」を「四、六六〇円」に改め、同項中

麻しん風しん混合	一件につき
八、一九〇円	を
麻しん風しん混合	一件につき
八、	を

「八六〇円」に改め、同項金額の欄中「七、三〇〇円」を「七、二八〇円」に、「一

〇、一四〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同項中

B型肝炎	一件につき
五、七九〇円	を
B型肝炎	一件につき
五、七九〇円	を
B型肝炎	一件につき
五、七九〇円	を
ヒトパピローマ（子宮頸がん）	一件につき
五、七九〇円	を
ヒトパピローマ（子宮頸がん）	一件につき
五、七九〇円	を

に改める。

一件につき	五、七九〇円
一件につき	五、七九〇円
一回につき	一四、四七〇円

告示

埼玉県告示第四百四十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項を次のように改める。

ツベルクリン反応検査及び予防接種	平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号の表のツベルクリン反応検査及び予防接種の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の下欄に掲げる金額
------------------	---

告示

埼玉県告示第四百四十六号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十三年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所	所在地	有効期限
医療法人花仁会秩父病院	埼玉県秩父市和泉町二十番	平成二十六年三月十九日
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県中央病院	埼玉県桶川市坂田千七百二十六番地	同右
北里大学北里研究所メディカルセンター病院	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右
小林病院	埼玉県入間市宮寺二千四百十七番地	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	同右
医療法人宇治病院（社団）	埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目九十番地	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右

<p>医療法人社団協友会東大宮 総合病院</p> <p>医療法人一成会さいたま記 念病院</p> <p>医療法人行定病院</p>	<p>埼玉県さいたま市見沼区東大宮五 丁目十八番</p> <p>埼玉県さいたま市見沼区東宮下字 西百九十六番地</p> <p>埼玉県川越市脇田本町四番地十三</p>	<p>平成二十六 年三月十九 日</p> <p>同右</p> <p>同右</p>
--	--	--

告示

埼玉県告示第四百四十七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人今井病院	埼玉県蕨市塚越七丁目三十四番二号	平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業泉田地区（中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧にする。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十三年四月六日から

平成二十三年五月十日まで

二 縦覧場所

小鹿野町役場

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業寺尾地区（中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十三年四月六日から

平成二十三年五月十日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

告 示

埼玉県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課、埼玉県行田県土整備事務所及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

4 1 6		番号 整理		
新		旧		旧新別
利根川自転車道線				路線名
(群馬県渋川市)	久喜市	(群馬県渋川市)	行田市	終起 点 点
加須市、羽生市、行田市、熊谷市、深谷市、本庄市、(群馬県伊勢崎市)、(同県佐波郡玉村町)、(同県高崎市)及び(同県前橋市)		深谷市、本庄市、(群馬県伊勢崎市)、(同県佐波郡玉村町)、(同県高崎市)及び(同県前橋市)		重要な経過地
				備考

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 三二 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市大字上樋遣川字稻荷台七三六一 一他三六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八四三・四立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 一六 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市二ツ宮九百二十番一 外十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五三二・六立方メートル

浸透効果量 〇・一八五立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山字宮、字原新田、字弥勒、大字下日出谷字

高井及び字西の各一部

四 事務所の所在地

桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

平成二十三年四月五日

告示

埼玉県告示第四百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	変更後の名称	変更前の名称	名称の変更日
埼玉県知事第二号	一般財団法人日本建築センター	財団法人日本建築センター	平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百五十四号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
柳合三六三番三地先まで	富士見市大字勝瀬字柳合三九一番地先から同市大字勝瀬字	区 間
三六・〇〇〃七一・〇〇	三六・一〇〃三六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	五六・三一	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

<p>日高川島線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡川島町大字三保谷字尾崎二四一番一地从先から同郡同町大字三保谷字元宿三六八番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年四月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三五二・一五メートル</p>	<p>備考 平成二十二年三月十二日付埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号で変更した道路予定区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年九月二十一日

指令川建セ第二二〇〇五六〇号

二 検査済証番号

平成二十三年三月二十九日

川建セ第二二〇一三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字南園部字内袋三二六番一、三二七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字南園部三二七番地一 利根川功方

大熊 晃

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月三十日

指令川建セ第二二〇〇四三一号

二 検査済証番号

平成二十三年三月三十一日

川建セ第二二〇一四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ山下一五〇七番一、一五〇八番一、一五〇

九番、一五一〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼一五〇八

社会福祉法人 萌芽福祉会 理事長 酒巻 之行